

住民説明会（第1回）

日時：平成27年4月14日（火）10：30～12：30

場所：浪速区民センター

（司会）

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから特別区設置協定書についての住民説明会を開催させていただきます。開催にあたりまして大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

おはようございます。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼をしてこの場からご挨拶させていただきます。本日は大変ご多忙の中、また、足元の悪い中、特別区設置協定書についての説明会にご参加をいただきまして本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進に格別のご協力を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。この説明会は先月の3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会で特別区設置協定書の承認がされまして、来る5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われますことから、法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。法律というのは後ほどの説明で出てまいりますけれども、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づきまして大阪市長から説明をさせていただくものでございます。したがって、後ほど橋下市長も出席し、ご説明をさせていただきますが、まずは最初に我々事務局の方から、みなさまにお手元にお配りしておりますパンフレットに基づきまして特別区設置協定書、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいと考えております。

ただ最初にお断りをしなければならないのですが、この特別区設置協定書の内容は、例えば「住民サービスをこのように充実します」とか、あるいは「この地域をこのように作っていきます」、あるいは「変えていきます」というような内容を記載した、いわゆる将来計画と言われるものですが、こういうようなものではありません。この特別区設置協定書は住民サービスをどうしていくのか、あるいは街づくりをどう進めていくのか、それを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか、そういう内容を示したものでございます。

具体的には、現在人口270万の政令市である大阪市を35万人から70万人の住む特別区とし、みなさんに選ばれた公選の区長、区議会を設けること、それと今まで大阪市と大阪府が両方で担ってまいりました広域行政といわれる分野、こういうものを役所の仕事の中

でやるのですけれども、こういうものを大阪府に一元化すること。自治の仕組みそのものをどうしていくかということに記載しているわけですけれども、これからみなさんにサービスを提供していく役所をどういうものにしていけばいいのか、こういうものを記載したものでございます。そういう意味では今までにないものでございますし、非常にみなさんには馴染みのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくことが難しい部分もあろうかと思いますが、本日は 2 時間という限られた時間ではございますが、みなさま方の住民投票に際してのご判断の一助となりますようにできる限り、我々、わかりやすい説明に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に種々の都合により壇上からの説明になってしまうこと、また、入場の際には金属探知機での検査など、たくさんのご不自由をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、5月17日の住民投票には是非投票に行ってくださいようお願い申し上げます、最初のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、私の方から、本日の出席者をご紹介します。まず事務局からの説明者、大阪府市大都市局の制度企画担当部長の田中でございます。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

田中でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

事務局からの説明終了後には橋下市長と玉置浪速区長が出席いたします。申し遅れましたが、私、本日司会進行を務めさせていただきます同じく大都市局の組織体制担当課長の川平と申します。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして、このあと続けさせていただきます。

開催にあたりまして、本日の日程について先にご説明申し上げたいと思います。一番最初に冊子の説明パンフレットを使いまして事務局からの説明が概ね 30 分でございます。そのあと市長が参りますので、市長の方からスライド等を使いまして協定書に関する説明が概ね 40 分でございます。最後に会場のみなさまからのご質問を受け賜りまして、質疑応答を概ね 40 分行いたいと考えおります。終了は 12 時半を予定しております。よろしくお願いいたします。繰り返しになって恐縮なのですが、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。3 点をお手元にお配りしていると思います。1 つが先ほど申し上げました 39 ページものの冊子で特別区設置協定書について「説明パンフレット」という資料の冊子でございます。もう 1 点が大きめの紙 1 枚で両面に記載しておりますが、協定書に対する意見をまとめた資料でございます。もう 1 点は「みなさまへのお願い」というタイトルの少し小さめ

の紙です。以上の3点をお手元にお配りしていると思います。今一度ご確認いただきたいと思います。もしお取り忘れの方がいらっしゃいましたら、手を上げてお近くのスタッフに申し出ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして再三申し上げて恐縮なのですが、開催にあたってのお願いを今一度申し上げたいと思います。会場内では飲食喫煙はできません。ペットボトルはカバンにしまってくださいようお願いいたします。携帯電話、スマートフォン、これももう一度ご確認いただきたいのですが、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上、通話をご遠慮いただきたいと思います。それからお手持ちの傘は必ず椅子の下のお足もとに置いていただくようお願いいたします。もう1点、本日の住民説明会につきましてはネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますので、予めご了承いただきたいと思います。お配りしております「みなさまへのお願い」のほうにお示しをしておりますが、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々にご迷惑になるような行為はご遠慮いただきたいと思います。

ご注意申し上げてもお止めいただけない場合は途中でご退室いただくこともございますので、予めご了承いただきたいと思います。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるためにみなさまのご理解、ご協力が必要となりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは「説明パンフレット」を使いまして事務局よりご説明申し上げます。パンフレットの裏側がメモ欄になっておりますのでご活用いただきたいと思います。田中部長よりしくお願いします。

(田中大阪府市大都市局制度企画担当部長)

改めて、制度企画担当部長の田中と申します。着席させていただいて説明させていただきます。お手元のパンフレットをご覧ください。このパンフレットにしたがって説明させていただきます。なお、壇上のスクリーンにも同じものを映しておりますので、ご参考いただければと思います。

まずパンフレットの3ページと4ページにわたっての見開きの「協定書のイメージ」という表題がございます。切れて見えにくい形になっておりますけれども、「協定書のイメージ」をご覧ください。左上に「現在」と記載されている欄をご覧ください。国においては大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところでございます。具体的に大阪市で言うと、一人の市長では270万人市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情を汲んだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の枠に記載しているような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中で、それぞれ別々に行っている状況です。これ

を真ん中から右に記載していますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移管し、一番下です、これらの広域機能を大阪府に一元化することで大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていくものであります。

そして、これらの広域機能以外の住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として 35 万人から 70 万人の 5 つの特別区を新たに作ります。表の上の部分になります。これにより市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた 5 人の区長、区議会のもとで住民の声をより身近に聞いて市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じてサービスを行っていくものであります。これがこれから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方です。

それでは資料を順次説明させていただきます。まず 6 ページの説明をさせていただきます。6 ページをご覧ください。特別区設置協定書の内容の説明に先立ちまして基本的な用語の意味として「特別区」「特別区設置協定書」について説明し、引き続いて「今後のスケジュール」をご説明いたします。

一番上段です。まず「特別区とは」をご覧ください。先程も述べましたが、「特別区」は市民のみなさんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して現在みなさまがお住まいの区は「行政区」といいますが、区長は市長が任命する職員でありまして、区ごとの議会はございません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下の「協定書とは」をご覧ください。ちょうど真ん中くらいになります。特別区設置協定書は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、5 つの特別区の名称と区域、「特別区」が担う仕事と「大阪府」が担う仕事はどうなるのか、など特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

次にその下の「今後のスケジュール」についてご説明申し上げます。特別区の賛否を問う住民投票については 5 月 17 日日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。

この住民投票で特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は平成 29 年 4 月に特別区が設置されることとなります。また、反対の票数が有効投票の半数以上の場合には特別区は設置されません。

次に協定書ができるまでの背景・経緯について 7 ページをご覧ください。7 ページの真ん中より少し上で困っているところがございます。平成 24 年 4 月から大阪府と大阪市の条例に基づいて「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。その下の参考という欄をご覧ください。こうした中、平成 24 年 8 月に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる「大都市法」が制定されました。

7 ページ下段の囲みをご覧ください。この「大都市法」の規定に基づきまして平成 25 年

2月「大阪府・大阪市特別区設置協議会」が設置されまして、23回に渡って議論を行い、平成27年1月に協定書（案）が取りまとめられました。その後2月に総務大臣から協定書（案）について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には府・市両議会において承認されたところでございます。

続いて協定書の具体的な内容についてご説明申し上げます。8ページをおめくりください。上段の「特別区の設置の日」をご覧ください。先ほど申し上げましたように住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は平成29年4月1日に現在の大阪市域に5つの特別区が設置されることとなります。

続きまして「特別区の名称・区域・本庁舎の位置、議員の定数」についてご説明申し上げます。5つの特別区の名称・区域・本庁舎の位置、議員定数については真ん中に地図と表をお示ししておりますのでご覧ください。まず、特別区の名称については「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところでございます。なお、湾岸区についてはベイエリア地域としての将来性を考え「湾岸区」とされたところでございます。

それぞれ特別区の区域については特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれの地図に色分けしたエリアと決定されたものです。

なお、住之江区につきましては咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところです。

次に本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から北区は現在の大阪市役所本庁舎。湾岸区は現在の港区役所。東区は現在建替え中の城東区役所。南区は現在の阿倍野区役所。中央区につきましては知事・市長および議員から構成される特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ86名を割り振りまして、北区が19人、湾岸区が12人、東区が19人、南区が23人、中央区が13人とする形で決まったところでございます。また、議員報酬については市条例に規定する報酬額の3割減となっております。

最下段の枠囲み「ひとくちメモ」に現在の24区役所等の扱いを記載しております。現在の24区役所および現在の出張所等はすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしております。住民のみなさんの利便性が損なわれることはないようにしております。

次に9ページから13ページに各特別区の概要として先ほどのページと重複しますが、そ

それぞれ特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しております。あわせて本庁舎とともに支所等についてもその位置を示しております。引き続き現在の区役所等が支所等として残ります。また、最下段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものなるかをお示したところです。

区ごとに特徴的なことを申し上げますと、9ページの「 - 北区の概要」で申し上げますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は一番下の段に記載の主要統計の昼夜間人口比という欄がありますけど、153%と住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口が69.4%と高い数値になっております。更に上段の地図からも都心へのアクセスも充実し、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

続きまして次のページです。10ページ、湾岸区の概要で申し上げますと、現在の港区役所が本庁舎、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして現在の住之江区役所、南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区は最下段に記載の主要統計の欄で工業出荷額が1兆2,000億円と5区のなかで最も大きなものとなっております。上段の地図からも大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い湾岸機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

続きまして11ページ、「 - 東区の概要」を申し上げます。現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ることになります。また、東区は最下段に記載の主要統計の年齢別人口比を見ていただきますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者のみなさんが多く住む地域であることがわかります。あわせて多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性をあわせ持った特別区と言えます。

続きまして12ページの「 - 南区の概要」で申し上げます。現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。また、南区では最下段に記載の主要統計の年齢別人口比をご覧くださいますと、東区と同様15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者のみなさんが多く住む地域であることになっております。あわせて「あべのハルカス」をはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社など歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力のあふれる定住魅力ある特別区となっています。

次に13ページ、「 - 中央区の概要」を申し上げます。現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになり

ます。

また、中央区は最下段に記載の主要統計の商業販売額が 18 兆 8,000 億円と 5 区役所の中で最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っております。また、昼夜間人口比率が 237% と極めて高く、更に高等学校、大学などの教育機関が多く立地する多くの人が集まる西日本屈指のビジネス・商業が盛んな特別区と言えます。

最初に「協定書のイメージ」で述べましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえ、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを 5 人の区長、区議会のもとで提供していくことになるものです。

次に 14 ページをご覧ください。「町の名称」についてです。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては原則新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間現在の行政区名を挿入することを考えております。具体的に申し上げます、中央区の例を説明させていただきます。西成区岸里を中央区西成岸里。天王寺区上本町を中央区天王寺上本町。浪速区日本橋を中央区浪速日本橋。あわせて現在の中央区と西区については例外的に現在の行政区名を挿入せず、中央区難波を同じく中央区難波、西区南堀江を中央区南堀江とすることを考えております。

最下段の「ひとくちメモ」にあります通り、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民のみなさんのご意見をお聞きして決定してまいります。

続いて 15 ページの「特別区と大阪府の事務の分担」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府が行う事務、これから「仕事」と申し上げますけど、役割分担を示しております。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分して調整するのか等が決められているということです。

まず、「基本的な考え方」という欄をご覧ください。オレンジ囲いの部分です。現在大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事とあわせて広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。この広域的な仕事の部分について大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。これを広域的な仕事を大阪府に一元化して国で議論がなされている、いわゆる二重行政の問題を解消し大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。そして特別区では選挙で選ばれた区長、区議会のもと先ほど説明しましたそれぞれの区の特色等に応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化するという事です。これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。したがって特別区は住民に身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。現在大阪市が行っている仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の

仕事の引き継ぎにあたっては現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなっております。つまり、現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

続きまして 17 ページ、「 職員の移管（特別区の職員体制）」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方をお示ししております。上段枠囲みの「基本的な考え方」に記載の通りで、特別区と大阪府はさきほど説明しました仕事の役割分担に基づきそれぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備します。

中段以下の〈職員の移管（イメージ）〉をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は大阪市と大阪府を合わせた概数で一番下の左ですけど、77,100 人と見込んでおります。その右の記載ですが、特別区設置当初には特別区・一部事務組合・大阪府の合計で 77,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くなっておりまして、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労働職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものでございます。その後行政改革などによって職員の効率化を進め、同じく概数で 75,600 人になると見込んでおります。

続きまして 18 ページ、〈特別区の行政組織（イメージ）〉を示しています。組織の名称はあくまでもイメージでありまして、仮称ですが、5 つの特別区においては選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所で担っていて住民サービスの窓口は特別区になっても現在の 24 区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民のみなさんの利便性が損なわれることはございません。表の支所等のところをご覧ください。と思えます。

続きまして 19 ページをご覧ください。「 税源の配分・財政の調整」についてご説明させていただきます。まず、上段をご覧ください。一番上の青の部分です。「税源の配分」とは税金の種類ごとに特別区の税金なのか大阪府庁の税金なのかを決めることです。「財政調整」とはさきほど説明した仕事の分役割分担に応じてそれぞれがきっちりサービスを提供できる必要な財源、これから「お金」と申しますけど、特別区と大阪府に分けることです。あわせて特別区に配るときには特別区ごとに収入に大きな差がでないように調整することです。「基本的考え方」に記載しておりますが、財政調整を行うことで各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されることとなります。あわせて大阪府には大阪市から移管される大阪城公園のような大規模公園や広域的な街づくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これはあくまで市から大阪府に移管される仕事に必要なお金が配分されることでありまして、大阪市から大阪府にお金だけ移るということではございません。その下の枠囲みをご覧ください。これから特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合

は、特別区設置後3年間は毎年、その後は概ね3年毎に大阪府・特別区協議会（仮称）でございませうけど検証しまして、その際に大阪府が受け取るお金については大阪市から移管され、仕事に使われているのかを検証していくことにしております。

「特別区の財源」をご覧ください。みなさまから納めていただく税金については大阪市から大阪府に移管した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使うことになりまして、そのイメージを表にしております。

続きまして21ページをご覧ください。「大阪市の財産の取扱い」についてご説明申し上げます。ここでは市民のみなさまが日頃から利用している施設をはじめ現在大阪市が持っている株式など様々な財産が特別区に引き継がれるのか大阪府に引き継がれるのかを記載しています。「基本的な考え方」に記載しています。まず、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産はさきほど説明しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれに引き継がれることになります。これまで大阪市が提供していたサービスをこれからは特別区と大阪府が提供していくことになります。サービスの提供者が変わるだけで市民のみなさまが日頃から利用している施設が使えなくなるということはありません。これまで通り当然使えます。

次に株式や大阪市が様々な目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などについては大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き特別区に承継されることになります。その下の枠囲みをご覧ください。真ん中あたりです。たとえば高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にはその財産をどうするのか、その取扱いについては大阪府・特別区協議会で協議します。その際にもともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくことになります。

次に23ページをご覧ください。「大阪市の債務の取扱い」についてご説明します。ここでは大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするかを記載しております。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載していますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担します。大阪府と特別区の負担額はさきほど説明申し上げました財務調整などによって必要な財源が確保されます。これによりこれまでの債務は確実に返済されることになります。

続きまして24ページをご覧ください。「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明申し上げます。上段にありますが、一部事務組合、機関等の共同設置とは5つの特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことで、一部事務組合については5つの特別区に区長や区議会議員がメンバーになって運営されるもので、こうした仕組みを使って大阪府内でも31の一部事務組合が様々な仕事を行っており、長年に渡って安定的に運営されてきております。今回5つの特別区が一緒になって作る一部事務組合で行う仕事は平成30年の都道府県移管に向けて関係法案が国会で議論されている国民健康保険事業

や1つに集約して処理するほうが効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館などの管理などです。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則でありまして、一部事務組合で行う仕事は特別区のすべての仕事のうち約7%となっています。

次に25ページをご覧ください。「大阪府・特別区協議会(仮称)」についてご説明申し上げます。大阪府・特別区協議会とは大阪府と特別区において必要な住民サービスを提供できるように話し合う場です。中段の「大阪府・特別区協議会(仮称)のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に23区長の中から選ばれた8人の区長となっています。これを大阪では大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーとしています。そしてこれまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の確保や配分、大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了後の取扱いなど特別区にとって大事なことについて話し合うこととしています。あわせてこれも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため有識者などで構成する第三者機関を設けることとしています。

次に26ページをご覧ください。「各特別区の長期財政推計(粗い試算)」についてご説明申し上げます。上段の「推計目的・位置づけ・まとめ」をご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計は税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅をもって見ていただく必要がありますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっています。一番下の囲みに記載していますが、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにある通りです。財源活用可能額とちょっと枠囲いの文字がありますが、これは使うことができるお金の額という意味です。右に徐々に拡大して棒グラフですけど45年度には約292億円、折れ線グラフのほうですが、平成29年度から45年度までは累計額で約2,762億円となる見込みです。この財源活用可能額を利用して各特別区は今までの仕事を拡充したりサービス水準を良くしたり、住民のみなさんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次に27ページから29ページまでは5つの特別区それぞれの財政について示しております。のちほどご覧ください。

最後に31ページと32ページをご覧ください。みなさまからよくある質問と、それに対する回答を載せています。よくある質問としては、特別区になっても住民サービスは維持されるの。これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの。これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの。今ある区役所がなくなるの。町名は変更になるの。運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの。特別区の設置後に区名や町名を変更することはできるの。大阪府は大阪都に名称が変更になるの。などを上げています。こういった質問に対してそれぞれ回答を記載しておりますので、

のちほどご覧ください。すいません、時間の制約がございましてかなり早口での説明になりましたけど、私の説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会)

それではここで市長と浪速区長が到着いたしましたので、ご紹介いたします。橋下徹大阪市長です。

(橋下市長)

どうも。

(司会)

玉置賢司浪速区長です。それでは市長より協定書の内容等についてご説明申し上げます。橋下市長、よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

みなさん、おはようございます。着席させてもらいます。特別区設置をするという僕がいつも言っている大阪都構想というものですが、今大都市局から聞いていただいてよくわかったという方はどれぐらいいらっしゃいますか。なんとなくわかったという方、どれぐらいいらっしゃいますか。そうですか。まだようわからんわという人はどれぐらいいらっしゃいますか。さっぱりわからんわという人は。すいません、わかりました。

特別区設置というものは最初局長のほうから挨拶させてもらった通り役所の仕組みを変えることなんですね。ですから、直ちにこのことによってみなさんの生活がどう変わるかという話ではないんです。役所の仕組みを変えることによって、そのことによってみなさんの声を役所がどう聞きやすくなるのかとか、みなさん方が役所と一緒にいろんな協議をしながら、どう自分たちの街を変えていくのか。まさにその役所の仕組みの部分の話ですから、ちょっとわかりにくいかもわかりません。

まず先に考えていただければいけないのは、なぜこんな話を持ち出したのかというところがわからないと、いきなり中身に入ってもよく理解できないと思いますので、なぜ僕がこの話を持ち出したのか、というところをまず説明をさせていただきます。みなさんには、僕の今から言う考え方がそれが本当に橋下の言っていること、お前の問題意識というのが正しいのかどうなのか、そこをしっかりと見ていただくことと、もし僕の問題意識が正しいとしても、何もこんな特別区設置までやる必要ないじゃないか、今の大阪市役所そのままでもいいじゃないかと、という考え方もありますから。まず僕の今から言う大阪に対する問題意識が正しいかどうかというところを考えると同時に、仮に僕の問題意識が正しいとしてもこの特別区設置大阪都構想までやらなければいけないのかどうなのか、そう

いうところを考えていただきたいと思っています。

まず、お手元の1ページ、2ページのところが僕の大阪に対する問題意識をまとめたところです。僕は3年半前に大阪市長になりましたが、その前は大阪府知事をやっています。ですから大阪府知事と大阪市長をある意味同時期にやったという立場で大阪に対してすごい問題があるなと感じました。それで、僕の問題意識は大阪府と大阪市、大阪府庁と大阪市役所、これをトータルで一番いい状態にしないといけないと考えたのです。ですから、大阪府庁のことだけを考えているわけでもありませんし、ましてや大阪市役所のことだけを考えているわけでもありません。大阪府庁と大阪市役所両方を良くしなければいけない、トータルで良くしなければいけないとまず僕は考えています。

そこで一番の問題意識は大阪府庁と大阪市役所。みなさんが今まで当然のように前提としていた大阪府庁と大阪市役所。仕事が整理できてないなと一番感じております。知事をやり市長をやり、その経験からすると、大阪府庁と大阪市役所、ほんと仕事が整理できていない。ですからこの仕事をきちんと整理をして、それぞれ役割分担をしっかりと明確化する。役割分担をしっかりと明確化することによって税金の無駄をなくしていかなきゃいけない。そして役所の役割分担、大阪府庁、大阪市役所、この仕事の役割分担をきちっと明確化して、それぞれの役所が自分の仕事にきちっと集中できるようにする。きちっと住民のみなさんの声を汲み上げることができるようにする。そういう新しい役所にしなければいけないと考えてこの特別区の設置、いわゆる大阪都構想というものを提案したということです。

僕は知事という立場ですから、大阪全体の成長も考えていました。3年半以前は大阪全体の成長。そして市長になると今度は住民のみなさんの細かな声にいろいろ答えなければいけないなと。そういう仕事にも就いたわけです。大阪全体の成長と市民のみなさんのニーズ、求め、要望、そういうものに答えなきゃいけない。これは両方一緒にやるというのは僕は不可能だと思っています。ですから、後でお話をさせていただきますが、この大阪全体を見て大阪府庁と大阪市役所、しっかりと役割分担を明確化して大阪全体の成長を担う役所と、それから住民のみなさんの声を細かく丁寧に拾っていく役所に整理をしていこうと考えたわけです。

この1ページ目のところです。みなさん、まず二重行政という言葉をよく聞かれるかと思いますが、ちょっと見てもらいましょうか。1番、今二重行政と言われているもの。この信用保証協会というのは松井知事との間で1つにまとめましたけども、病院とか大学とか港とか、こういう研究所。これは今あるものです。なにも1つを削ってしまえというわけではなくて、大阪府、大阪市役がそれぞれにやる必要がないじゃないのと。大学だったら大学をきちっと担う役所、1つが大学を担ったらいいんじゃないのと。ですから2つを大阪府と大阪市がそれぞれやる必要ないじゃないのというのが1つの問題意識です。それから二重行政と言われているものは今ある問題だけじゃなくて、今後も今の大阪府庁と大阪市役所という役所を2つ残しておく、今後もこういう二重行政というのは出てくる恐

れがあるでしょう。そういうことは大阪で解決したいと。こういう二重になるようなことは解決したいというのがまず僕の問題意識です。

それから次に税の無駄遣いということです。2番、3番。これを見てください。今までみなさんの税金で大阪市はいろんな事業やっていました。みなさんご存じだと思いますけど、WTCビルで1,200億円とか、ATCで1,500億円。この辺、財務リスクというのは事業がうまくいかなくなって調停を申し立てて、なんとか再建していかなくちゃいけない、要は事業がうまくいっていないというやつです。このへんも信託事業と、いろんな不動産事業のほうにいろいろ手を出してほとんどがうまくいってない。破綻してしまった。場合によっては追徴金まで請求されたと。

特にこのオーク200なんていうのはこれから信託銀行に10年間で650億円払っていかねばいけません。みなさんの税金で、ですね。フェスティバルゲートも信託銀行に285億円払わなくちゃいけないと。ただこれは交通局の会計で処理をしましたけれども、ここはうまくいってない事業、こういうものがあります。これは大阪市ですが大阪府。大阪府のほうも、なにも大阪府だけがしっかりやっているということは言えなくて、大阪府のほうもこういういろいろ失敗した事業があるわけです。うまくいってない事業とか。特にこの「りんくうゲートタワービル」なんていうのはWTCビルと同じ高さを競い合った、そういうビルで有名だと思うんですけど。

結局大阪府、大阪市も仕事の役割分担もうまくできずに、自分の仕事にまたきちっと集中することもせずにこういういろんなことをやってきてしまった。ですから、仕事の役割分担を大阪府庁、大阪市役所でしっかりやって、自分の仕事に集中させようということから、この特別区設置、大阪都構想というものを提案したのです。ですから、こういうことを問題意識というか、これは大阪の問題だとまず感じるかどうか。いやいや、もうこんな問題は別に今の状態でも別に解決できることだというふうに考えるのか。いや、これはすごい問題で役所自体を変えなくちゃこういうことは解決できないと考えるのか。そこで特別区設置賛成、反対というものが分かれてくるのかなと思っています。

それから次、これは税金のいろんな無駄遣い。みなさんが1人あたりどれぐらい借金を背負わされているかということなんですが。こっちは大阪市民分です。こっちが東京都民1人あたりの借金です。ここを見ますと、大阪市民1人あたりのほうが3倍以上になっています。これはなぜかという、これが大阪府分の借金。こっちが大阪市分の借金。東京の場合にはこれが東京都の借金。こっちが23区の借金。これが役割分担が本当にできているのかどうなのか。こっちを見てもらいたいのですが、こっちの大阪府、大阪市と両方これだけ巨額な借金を積み重ねてきて、結局市民1人あたりの借金がどうなっているかというと、大阪府分と大阪市分、こういう状態になっていると。東京の場合には東京都が大きい借金をして、この区という部分は仕事の役割分担のなかでさっき説明があったと思いますけれども、区は特別区というものは医療・福祉・教育に集中するので、そんな大きな借金をするような仕事にはしないと。大きい借金をするのは都のほうやって、区のほうは

医療・福祉・教育に集中していくという役割分担が東京都のほうではできているのではないか。じゃあ、それも大阪でやっていくべきではないかというのが僕の問題意識です。それが1つの問題意識です。

もう1つの問題意識はパンフレットの1ページ目に書いています、大都市戦略の必要性ということなのです。これは今度大阪全体の成長ということなのですが、例えばですけれども、1例ですが地下鉄のやつ出てきますか。僕は小学校4年まで東京に住んでいました。17番、これは東京の地下鉄の状況です。東京は13路線中、相互乗り入れは14路線。私鉄と地下鉄が相互に乗り入れをしていると。乗換えせずに電車でそのまま私鉄から地下鉄に入って、また地下鉄につながるとか、そうになっています。これが東京の状況。16番、一方大阪の場合は相互乗入れは9路線中3路線と。確かにこれはちょっと技術的に現在難しいところがあります。大阪の場合には地下鉄と私鉄のレールの幅が違います。それから電気の取り方が私鉄の場合だとパンダグラフで天井のところから取ってくるんですけど、地下鉄は天井が低いものですから、第三軌条といってレールの横にもう1本電気が通る線を引っ張って電気が通っていると。要は私鉄と地下鉄がなかなか技術つながりにくいという現状はあるんですけども、でもそれは技術的な話なので、今レールの幅とかそういうものもいくらでもフリーゲージといってレールの幅、タイヤを広くしたり狭くしたりとかする技術も出てきているわけですから、今日の明日という話ではなくて、要はこの現状を見てもらいたいのです。相互乗入れができていない大阪の状況とこういう東京の状況。

それからたとえば高速道路。15番。これもこっちが東京でこのあいだ開通しました新宿と羽田、今まで40分かかっていたところがもう20分でバーンと行けるようになったのです。大阪も一所懸命やっているんですが、僕と松井知事で計画が止まっていたところ、なんとか進めようということ。僕と松井知事の間でゴーサインを出したのですが、しかしできるまでまだ20年とか、それ以上かかるというような状況です。

それから18番で空港。これはちょっとわかりにくいかわかりませんが、成田空港と羽田空港があります。成田と東京都市部も今どんどん近くなってきている。鉄道で速く結んできたり羽田空港と東京の間も今どんどん短くしようということで東京は今どんどん発展しています。

19番。このへんはご承知の通りこのあいだ北陸新幹線ができて金沢と東京が結び付きました。今度は2027年には東京と名古屋の間が結ばれると。今東京全体の成長というものでどんどん成長していっていますけれども、ここの考え方です。

今までは大阪府庁、大阪市役所という役所が2人でいろいろ話をしながら大阪全体の計画を考えていたと。そして実行していたということなのですが、本当にそれでいいのかというのが僕の問題意識です。今までは大阪市というものが大阪の中心だったものですから、大阪市が地下鉄を営んだりとか大阪市がいろんな大阪全体のことを考えるということもあったかわかりませんが、ここが僕の問題意識の役割分担というところなんです。大阪全体のことについては大阪全体のことを考える役所に集中させたらいい。大阪全体のことを考

える役所というものを1つきちっと作ったほうがいいんじゃないかと。今まで大阪市役所と大阪府庁がお互いにそれぞれ大阪全体のことを考えていたところもあるんですが、どっちかに大阪全体のことは任せるよということをやったほうが、より大阪全体の発展につながるんじゃないかと僕はそういう問題意識を持っています。

大阪府庁と大阪市役所、みなさんから見ると、みなさんは大阪市民でもあり大阪府民でもあるわけです。大阪市民であり、あるいは大阪府民でもある。これは僕の大阪府知事と大阪市長の経験からすると、大阪府庁は大阪市以外のところを担当、大阪域外です。大阪市役所が大阪市内担当と。こういう地域で仕事を分担していたところがあります。そうじゃなくて、仕事の中身で大阪全体に関わることは大阪市内、大阪市外関係なく大阪全体を担当するしっかりした役所が大阪全体の成長を引っ張っていかうと。そういうふうに住居の役割分担を明確化しよう。そうしなければ大阪のダイナミックな発展はないのではないかと感じたところから僕は今回大阪都構想というものを提案しました。すなわち大阪全体の仕事については大阪市役所と大阪府庁がそれぞれやるのではなくて、大阪市役所が今までやっていた大阪全体の仕事を大阪府庁のほうに担当者を変える。大阪府庁のほうにやってもらうと。大阪府全体、大阪全体の仕事は大阪府庁に集中してやってもらうというのが今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想というものです。そういう考え方がいいのかどうかというところを判断してもらいたいと思います。

そして、なんで大阪全体の成長というものを考えていかなければいけないのか。大阪市だけを見るのではなくて大阪全体というものを見なければいけないのかというと、5番、大阪の状況が昔と変わってきたわけです。これは大阪府です。この真ん中の赤い色の部分が大阪市ですが、大正時代まではこの大阪の人口の約7割がこの大阪市内に集中していたわけですね。ところがこれを見てください。いわゆる経済を引っ張っていつてくれている事業所です。商業や工業、いわゆる事業をやっている事業所の集積状況です。大阪市内に留まってないわけです。今事業所というものが大阪全体に広がっていつている。こういう状況でも大阪市内のことだけを考えると大阪全体の成長が図られるのかといえば、そうじゃないのではないかと。今事業所がこれだけ大阪全体に広がっているのだから、やっぱりこれからの時代はこの大阪全体のことを考える役所がしっかり大阪全体を引っ張っていく、そういうふうにししないと、大阪成長は見込めないのではないかと考えているところです。

6番。これは人の移動の状況です。人も大阪全体で人が行き来しているんですね。大阪全体で。大阪市内だけで人が行き来している、大阪市内だけで留まっているわけではなくて、人の行き来の状況も大阪全体に人も行ったり来たりしているわけです。ということを考えれば大阪の発展といったときに大阪市内のことだけを見ていけばいいのか。それともやっぱり大阪全体を見ないと大阪の発展がないのか。その考え方の違いですね。大阪市内だけを見るとということではなくて、やっぱり大阪全体を発展させるということに力を入れないと大阪の成長は見込めないのではないかと考えております。

いろんな数字もあります。8番。大阪の会社の数がドーンと減ってきて、大阪府、大阪

市もそうなんですけど、今はこんな状況です。リーマンショック後こんなに低迷している状況です。ただ、9番、外国人観光客は上がっていている状況です。10番、デパート。これも大阪府、大阪市のデパートの販売額ですけど、これもゴーンと減りまして、今上がりつつありますね。11番、大阪のホテルの稼働率。ホテルが今どんどんお客がいっぱいになってきていきます。それから12番、有効求人倍率。有効求人倍率も今上がってきています。完全失業率は下がってきています。14番、地価です。地価も今は上がりつつあります。

何のためにこういう数字を出したかという、地価とか有効求人倍率とか外国人観光客がどうか、外国人観光客を増やしていかなくちゃいけないとか、会社の数もどんどん大阪に来てらわなくちゃいけない。いろんな数字を出したけれども、こういう話は大阪市内だけのことを考えてこういう議論をするのか。それともさっき言った5番、大阪市内のことだけを考えると有効求人倍率、完全失業率をもっと低くしていこう、有効求人倍率、仕事の量を多くしていこうとか、外国人観光客を増やしていこうとか、デパートの売上高を増やしていこうとか、そういうことを考えるのは大阪市内のことだけを考えるとそういう数字を良くしていけるのかといえ、僕はもうそうではないのではないかと。

こうやって事業所は大阪市域外にも広がっているし、さっきも言ったように人の移動も大阪府域全体に人も動いているわけです。なんといっても今のこの大阪市、確かにここに企業が集中していますけども、働いている人というのも周りから、大阪市外から通勤している人もたくさんいます。さきほどいろんな数字を出しましたけれども、ああいう数字を良くしていこうと考えたときには大阪全体の発展を考えなければいけないのではないかと思いに至ったわけです。さっきの地下鉄とか高速道路の状況もそうですけどどれも、とにかく大阪全体の発展を目指して大阪全体の成長を目指すことによって大阪の発展があるのだと。もちろん大阪市民のみなさん、大阪市内の発展もあるのだと。そういうことを考えたときにはやっぱり大阪全体の仕事を引き受ける役所をしっかりと作る必要があるという思いに至ったところです。大阪市内と大阪市外と分ける時代ではない。大阪市内の大阪市役所、それ以外の大阪府庁と分ける時代ではないという思いに至りました。

そしてもう1つが大阪全体の発展とともに市民のみなさんの声をしっかりと聞く役所をきちっと作らなくちゃいけないという問題意識にも至っております。これは横に玉置が座っていますけども、みなさんの区長です。たぶん玉置のほうが浪速区のことをよく知っているのです。浪速区内の路地がどうなっているのか、どこが危険なのか、通学路のどこが危ないのか、どこに身体の不自由なおじいちゃん、おばあちゃんがいるのか。それは玉置のほうがよく知っていて、それはいろいろ役所のほうを通じて報告なんかも上げてはもらうのですが、でも玉置は選挙で選ばれていません。選挙で選ばれたわけではないので、最終決定権はないのです。ですから何か重大なことをやろうと思うと、必ず大阪市役所、淀屋橋の僕の仕事場に来てお伺いを立てなくちゃいけないわけです。

何がしんどいかというと、たぶん一番困っているとは思いますが、お金の使い道の決定権もないわけです。もっと言えば保育所を何処に建てるのかとか、特別養護老人ホームを

いくつ建てるかとか、図書館いくつ建てるか、そういう決定権もないです。逆に今度は、これはちょっとプールが多すぎるからプールは減らしたいとか、この施設についてはちょっと余分で、隣の区、中央区とか西区とか、そういうところから借りればいから、うちの区ではちょっと減らしたいなと思っても、それも今できないのです。できないというか、やろうと思っても、大阪市役所の僕のところに行って相談して、そこでオッケーをもらわないと玉置だけでは解決できないのです。本当にこれからの時代それでいいのかという問題意識。税金の無駄遣いをなんとか止めなきゃいけない。それから大阪全体の成長というものも考えないといけない。そしてもう1つが住民のみなさんの声をしっかり聞きながら、細かな仕事をしっかりやっていくような役所をやっぱり作り直さなければいけない。これが3つ目の問題意識です。

24番。何が問題かという、大阪市の人口はだいたい260万人です。これは都道府県というと広島県とか京都府ぐらいの人口なのです。広島県とか京都府。じゃあ広島県とか京都府というのはどうやってみなさんの声を汲み上げているのかというと、見てください、広島県は当然知事が1人いまして、そこにまた更に市長と町長というものが23人。だから知事を合わせると合計24人。24人選挙で選ばれた知事、市長、町長で住民のみなさんの声を汲み上げている。そういう役所の仕組みのわけです。お隣の京都府はどうなのか。京都府も260万、ほぼ大阪市と同じぐらいの人口ですが、その住民のみなさんの声を汲み上げる仕組みとしては京都府知事がいますけれども、更に市長と町長、村長がいて、これが26人。これに知事を加えて27人。27人の選挙で選ばれた知事、市長、町長、村長らで一生懸命住民のみなさんの声を汲み取るような仕事をやっているわけです。ところが大阪市は見てください、選挙で選ばれた行政の長というのが僕1人なのです。だからみなさんが「玉置区長がいるじゃないの」と、「大阪市には24人の区長がいるじゃないの」というんですけど、この選挙で選ばれた長と玉置の立場というのは全然違うのです。ですから、今回僕はやっぱり大阪市260万人もいて、選挙で選ばれたトップが1人というのはちょっと住民のみなさんの声を十分に聞くことができないという問題意識をもとに大阪市内に今度は選挙で選ばれた区長を5人置きましょうというのが今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想なのです。

ざっと見てもらいたいのですが、25番。たとえば図書館でも、今大阪市は西区に中央図書館がありますけれども、その他の地域図書館は1区に1館なのです。僕は人口によって増やしたい思いはあります。でも、今大阪市の市議会議員は区ごとで選ばれますから、1区だけ2館にする、3館にするというのはなかなかできないのです。もし1区に図書館を2館作ると、24区全部に2館ずつ作っていかないと。本当にそういう大阪市の仕事のやり方になってしまっています。他のいろんな区民から文句が出ないようにということで、1区1館と。でも、館の数を比べてくださいということではないのですが、東京ではそれぞれの区が自分たちで必要な分を決めているのです。

さっきいろいろ大都市局のほうから説明があったかと思いますが、今度新しく北区とか

東区、湾岸区、南区、そしてみなさんのお住まいの中央区、人口の年齢層の分布も違うし企業の集まり具合も違う。みんなそれぞれ特色が違うのです。これは図書館1つの例ですが、今の大阪市のやり方だと1区1館となっていますけども、今度目指そうとしている特別区というものになると、それぞれで考えてくださいという仕組みにしたいというのが僕の思いなのです。260万人を全部1つにまとめて1区1館とかじゃなくて、選挙で選ばれた区長のもとで決めてください、住民のみなさんで話し合っていくつにするか決めてくださいと。これは当然各区で全然違うと。

たまたまなのですが、人口1人あたりの図書の数を見てみると、東京の場合はやっぱり本が多いですね。人口1人あたりにだいたい2.9冊。大阪市の場合はその半分。人口1人あたりの図書数が1.4冊と大阪は非常に本の少ない町なのです。こういうのを見ると図書館を増やさなきゃいけないとやっぱり僕は思って、今淀川区のほうで新しい図書館を考えてということを淀川区長に言っていますが、たぶんあそこで作ると、また浪速区でも作ってくれと話に必ずなります。ほんならまた北区で作ってくれ、平野区で作ってくれと、もう收拾がつかなくなってしまう。だからそれはもう選挙で選ばれた区長5人のもとで5つのエリアに分けて、それぞれの地域で判断してよと。

今の状況だと当然区長は作ってくれという話ばかりなのです。でもそれではお金が持ちませんから、何かを削っていかないといけないのですね。作ると削るという話をワンセットでやっていかなきゃいけないのがこれからの役所なのです。作るばかりではもう無理です。だから作ると削るというものをワンセットでやっていかなきゃいけない。これを今の260万人大阪市全体で、これを作るからこれを削るということをお金でやるのは、僕はもう無理だと感じているのが市長経験としての思いです。ですからそれを5つのエリアに分けて、5つのエリアごとに選挙で選ばれた区長が何が必要で何を削っていくのかということ調整していくという思いでこの特別区設置、大阪都構想というものを提案したところです。

これは図書館の状況ですけど、たとえばスポーツセンター。これを見てください。今大阪市はスポーツセンター、温水プール、全部各区に1つです。1区に1個。だけど東京のほうを見てもらうと、それぞれバラバラです。バラバラという言い方があれですね。多種多様ですね。その地域のみなさんの求めに応じて。これは多いことが良いというわけではないです。お金の、なしにも関わってきますし、何かをやっぱり削っていつているということとはしていると思う。ここで見ていただきたいのは数についてそれぞれの地域で違うのだということです。

それから27番、保育所、児童館、老人福祉施設とか、こういうのもあるのですが、これも大阪市は確かに各区ごとにももちろん数は違うのですが、誰がこういうふうに決めているからという、玉置が決めているわけじゃないのですね。これは大阪市長、僕、ないしは大阪市役所にいる局です。そこが決めているのです。大阪市全体を見て。浪速区にはいくつ何とか区にはいくつ、というふうに決めています。今だに僕が新しい仕組みにしてい

って各区長の意見を尊重できるような仕組みに変えていってはいますが、でも最終決定権は区長にはありません。東京の場合はすべて区長に最終決定権があるわけです。住民のみなさんの声を聞いて全員で合意ができるという、全員で一致できるような話にはならないと思います。やっぱり保育所を多く作ってほしいとい人もいれば、プールを作ってほしいという人もいます。僕がやったみたいに赤バスを廃止しましたが、赤バスを残してほしいという人もいますかもわからない。

こういうことを最後どうやって決めるかということ、最後各区長が選挙を通じて候補者がこういう方向でこの街を作っていきますよということを候補者が訴えて、最後は住民のみなさんが選挙でそれを決めていくという方法しかないのではないかと僕は思っています。今大阪市というものは全部大阪役所淀屋橋のほうでこういう調整をしているのですが、もうこれは限界だと。保育所とか老人福祉施設、これはやっぱり担当の局も違います。そういうものを今度はそれぞれの特別区で各区長がいったい必要な施設はどこまで増やすのか、不要なものはどう削っていくのか。何を、いくつ、更に何処に作るのかということもそれぞれの選挙で選ばれた区長に決めてもらおうと。最後は選挙を通じてそれは住民のみなさんがどの区長にするかを決めるということがまさに住民自治の充実ということころです。

特に大阪市で住民の声をしっかり聞き切れていないと感じるのは教育の分野なんかでもそうです。29番、体罰の数といじめの数、認知件数。大阪はほんとに多いのです。みなさんもご存じの通り浪速区でもいろいろあると思います。小学校、中学校で400校ぐらいあるのですが、教育委員会は1つしかないのです。これではやっぱり各学校の現場の状況を見切れないうらうという思いがあります。ですから今回この特別区設置ということをやると、教育委員会は5つの地域にそれぞれ1つずつ置かれるようになります。教育委員会が大阪市内に5つ置かれるようになります。だから今の1つの教育委員会で400校の学校の面倒を見るということをやるとするかですね。僕はこれはもう無理だと思いますね。ですから教育委員会を大阪市内に5つ置こうというのがこの特別区設置。

それから児童虐待、30番です。児童虐待は相談件数が今どんどん増えていっています。大阪市内には児童相談所が1つしかなかったのです。今回もう1つ作ることにしました。2つになるのですが、これもやっぱり足りないと思いますね。重要なことはやっぱり選挙で選ばれた区長のもとにいろんな教育、児童虐待にしても、いじめの問題、体罰の問題にしても教育委員会だけじゃなくいろんな役所の各局に指示を出してみんなで総取り組みをしなければいけないわけです。そのときにはやっぱり選挙で選ばれた区長のもとでないと、僕は住民のみなさんの声にきちっと答えることができないのではないかと思っています。教育委員会を5つ置く。

それから児童相談所も今度特別区設置、大阪都構想になると5つそれぞれの地域に置くこととなります。選挙で選ばれた区長のもとにこの児童相談所を置きますので、区長がいろんな指示命令を出して児童虐待に今よりも対応がやりやすくなるのではないかと考えてい

ます。今僕は僕1人で大阪市内の児童虐待全部最終責任を負わなきゃいけない立場になるのは本当にしんどいです。もちろん玉置に頑張ってもらって、区長のもとで児童虐待の対応をやってもらってはいるのですが、玉置のほうから各局に指示を出す、指揮を出すということはやっぱりできないのです。実際にできません。

それはみなさんはなかなか分かりづらいかも分かりませんが、選挙で選ばれたポジションではないので区長というものは役所のトップではないのです。だから大阪市役所のほうのいろんな各局の幹部と話をしてお願いをしたりとか、そういうことでやらなきゃいけない。そうじゃなくて選挙で選ばれた区長になると役所の方に指示を出せると、決定して指示を出すことができる。その役割を担うのは僕1人になっているのですが、これはちょっと1人ではもう無理だろうということで、選挙で選ばれた区長を少なくとも5人置いて、そして児童相談所なんかでも5つ置くというのが特別区設置、いわゆる大阪都構想、僕の問題意識に基づいてその5つ置くということを考えています。

それから小学校、中学校の統廃合問題です。子供たちの数は減っていっていますが、小学校の数があまり減っていないのです。31番、何が言いたいかということ、やっぱり学校の規模というものはある程度基準がありまして、子供の数が少なくなっていくと、教育環境としては不適切なんですよ。子供の数が少なくなっていくと。1学年に複数学校がないとなかなかクラス替えもできないし、体育祭でも人数が足りないといけないと。ですから今大阪市内で学校統廃合しなければいけない学校がだいたい83校あります。大阪市内の子供たちが減っていている。やっぱり統廃合しなければいけないという対象が83校あるのですが、それがずっと実績として63年から21年度ですから、20年ぐらいかけても統合が9つとか。ここ最近でも6個しかできていない。これは住民のみなさんのいろんな考え方があると思います。自分たちの子供を通わせる学校とか自分が卒業した学校が統廃合になってなくなるということにもものすごく寂しい思いがあって、住民のみなさんが「残せ、残せ」という声必ず出るので。必ず出ます。ただ大阪市内はきちっと子供たちの教育環境を整えるために統廃合をやらなきゃいけない。こうなったときに今玉置に頑張ってもらってこの浪速区もいくつか統廃合をやってもらっています。でも、本来は僕が出なきゃいけないでしょうね。選挙で選ばれた者がみなさんの声を聞きながら最後調整して、申し訳ないけれどもこういう方向でやらせてもらいたいというようなことは、最後選挙で選ばれた僕が調整に入ってやらなきゃいけないのですが、今の僕の状況で83校全部僕が担当して、住民のみなさんの中に入って説明をしてということはもう不可能です。ですから今は区長に任せているのですが、やっぱりここで選挙で選ばれている、選ばれていないというところが非常に大きい。やっぱり住民のみなさんの声を調整していく、完全一致にはならないですから最後は決定しなきゃいけない。最後は選挙で選ばれた者が選挙で選ばれた者の決定として申し訳ないけれどもこれでご理解いただけますか、というような最後の形の決定ができる、できないというのは非常に決定的な問題なのです。

大阪市の場合にはおそらくそういうことがなかなかできなくて学校統廃合が本当に進まな

かった。僕は繰り返し、繰り返し、市長就任から各区長に学校統廃合を頑張ってもらいたいという大号令をかけ続けました。今はかなり各区長が頑張ってくれてはいるのですが、やっぱり住民のみなさんも選挙に選ばれた者に対する思いと、そうでない者に対する、いろいろな感情的な者もあってなかなかそれがうまく進まない。もちろん住民のみなさんの意見を全部無視して進めるつもりはありませんけれども、また僕の力不足であることも認めますが、こういう状況、やっぱり住民のみなさんとコミュニケーションをしっかりとれる区長をきちっと各地域に置かなきゃいけない。それが今選挙で選ばれる長は僕1人ですけども、これを少なくとも大阪市内に5人置いて、今よりも住民のみなさんとしっかりとフェイスツーフェイスで、顔を突き合わせて話ができるような状況に僕はしていかなければいけないと考えて、いわゆる大阪都構想というものを打ち出しました。

そして32番からざっとですが、このへんが東京の23区。東京の23区というのはそれぞれ選挙で選ばれた区長のもとに住民のみなさんに対して独自のいろいろな政策をやっていてあります。これは渋谷区で今ちょっと話題になっていますね。LGBT、いわゆる同性パートナーシップ。これは考え方がいろいろとあると思います。戸籍上認めるということではなくて、同棲のパートナーであることを役所が証明書を出すということ。いろいろ議論がありますけれども、これはやっぱり渋谷区だからできるんでしょうね。浪速区でやるというのはやっぱり無理です。条例作れませんから。玉置がそれをやるかどうかというのは考え方を聞いていないので僕は知りませんが、浪速区で条例作るということではできないですね。ですから、これは大阪市全体でこういうことを考えるといったら、大阪市260万人いると、みんな意見バラバラですからまとまりがつかないことになると思います。それは各地域で選挙で選ばれた区長がこういうことを考えている、同性婚、パートナーシップ、同性パートナーシップの証明書を出してもいいということを考えている地域も場合によってはあるかもわからない。大阪市内のある5つの地域で。そうであれば、大阪市民全体が賛成しなくても、ある特定地域の人たちが賛成多数になるのであればそういうことができる。

結局、今の大阪市役所の体制だと大阪市民全体で賛成多数にならないと物事が進みませんけれども、この特別区設置のなると5つの地域ごとで賛成多数になれば物事を進めることができる。まさに地域の特色に応じて地域の住民のみなさんがどう考えるかによって自分たちの街づくりができるようになるのではないかという思いでこの大阪都構想というものを提案しました。

これが僕の問題意識で、長々としゃべりましたが、今の大阪の状況を考えると、役所の整理をしなればいけないと。そして大阪全体の成長になる役所と住民のみなさんの声をしっかりと聞く役所。こういうものを2つしっかりと作らないといけないのではないかと考えています。そういうことをやることによって二重行政というものもなくなるだろうと。そして無駄な税金の使い方というものもなくなるだろうと。自分たちの仕事をきちっと整理できますので、やらなきゃいけない仕事が整理できます。この大阪全体の仕事に関し

ては、これからは大阪府に任せていくと。そして住民のみなさんの声を聞く役所は今の大阪市長1人、大阪市長1人のもとでの大阪市役所に全部住民の声を聞く役割を任せるのではなくて、大阪市を5つに特別区というものに分けて、選挙で選ばれる区長というものを5人置いて、教育委員会を5つ、児童相談所も5つ、そういうものをしっかり置いて、より住民のみなさんの声を汲み取りやすい、そういう役所を大阪市内に5つ作っていきましょうというのが大阪都構想、いわゆる大阪都構想の考え方、これが問題背景です。僕の問題意識です。

これに対して反対意見はいろいろあります。お手元の資料に反対意見があります。要は二重行政というところについては、大阪府と大阪市が話し合いをすれば解決できるのではないかというのが反対意見であります。それから住民のみなさんの声を聞くという役割については、今の区長でも十分できるじゃないかというのが反対意見であります。

それから反対意見のなかには当初コストとして600億円ほどお金がかかると。このシステムを変えたり役所の庁舎を整備したりすることに関して600億円ほどのお金がかかる。そういうことが無駄じゃないかということをおかしいと言っている人たちもいます。膨大なコスト。ただ、これはさっきの大都市局の説明で財政運営のところを出してもらえますか。その600億円というものは確かに初期にはかかりますけれども、この特別区設置を行い様々な改革をやることによって、この財源活用可能額というものは、住民サービスを拡充していく、更に住民サービスのレベルアップを図っていくことに使えるお金、これはしっかり、この600億円というものは最初かかったとしても、あとからきちっと使えるお金というものは徐々に拡大していくので、最初にはお金はかかるけれども、さきほど言いました今までの役所の二重行政、税の無駄遣い、それから大阪全体の発展を目指していくこと、それから住民のみなさんの声をしっかり汲み取っていく役所にすること、そういうことを考えれば最初にこの600億というお金がかかったとしても、新しい役所にするほうがいいのではないかと考えているほうが賛成派の考え方です。反対派はこの最初にこの600億円かかるというものが非常に無駄になるんじゃないかということを言っています。

以上、その問題意識からこの特別区設置についての提案に至った背景を説明させていただきました。この問題意識がそもそも間違っていると考えられるか、そしてまたこの問題意識を正しいとお考えになられても、今の大阪府庁と大阪市役所のまんまでもこの二重行政というものをきちっと話し合いで解決できる、ないしはこの各区長のほうで住民のみなさんの声をしっかり聞いて、みなさんの意見、みなさんの考え方に沿った街づくりができるか。このあたりが賛成、反対の分かれ目になるかと思っております。以上です。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。それではこれより12時半頃までですけれども、ご来場の市民の方々のご質問にお答えしていきたいと思っております。ご質問がある方はその場で手を挙げていただきまして、私のほうから指名をさせていただきます。その方のお座席までス

スタッフがマイクをお持ちいたします。この説明会はインターネット中継されておりますので、必ずこのマイクを通してご質問をいただきますようお願いいたします。予め申し上げておきますけれども、本日の説明会は後日全てホームページで議事録として公開されることになっております。本日は多くの方にご出席いただいておりますので、できるだけ多くの方のご質問にお答えしたいと考えております。ご質問を簡潔にお願いしたいと存じます。時間に限りがございますので、時間がまいりましたら質疑を打ち切らせていただく場合がございますので予めご了承願いたいと思います。

それではご質問のある方、挙手をお願いいたします。そしたら前からお待ちいただいているので、一番前の方。スタッフ席の後ろの方。帽子の方。

(質問者1)

失礼します。今の説明が長々で質問時間が短くなったので手短にします。1つ。区長さんが選挙で選ばれているいろいろ決められるというのですが、決めるためには財政的な裏付けがあります。実際区で使える予算というのは何と少ないという予算しかありません。新宿やいろいろな例を上げてくださいました。東京は首都圏でものすごいお金持ちです。そのお金持ちの区がいろいろ決めていることが大阪でできるかどうか。無い袖は振れないという状況がある。ところがそれを一切隠した説明です。大都市局は上手にスルーされたのが政令市大阪市というものの権限の強さです。それをスルーしたうえで今の区と特別区では権限が違うというような説明をされました。非常に偏ったというか、誘導的な説明であると思われます。この財源のなさ、これが一番の問題です。住民サービスはサービスという言葉ですが、別に好意とか善意でやっていただくものではなくて、私たちの税金の使い方そのあり方です。ですから無い袖は振れない。

大阪市は実は借金はさっきのグラフでも順調に減らしています。最後は少なくなっています。つまり私たち市民は過去には、十数年前にはいろいろあったかもしれないが、そのあと大きなそういう公共事業で債務を増やすようなこともせずきちんと住民として大阪市という政令市を運営するノウハウも持っておりますし、これからいろいろやっていくだけの力を持っていると思います。是非それを信用していただきたいなと思います。

そこで市長さんに質問なのですが、私たち大阪市という市民はいろいろ無駄遣いありましたが、さっきの二重行政を見てみたら、「りんくう」は大阪府の管轄です。咲洲地区のほうでは大阪市内のことで、別に大阪府に出しゃばっている事業したわけではありませんから、きちっと役割分担をすれば大阪市の今後の発展のためにやっていける力量のある市民だと思っています。今後の制度のいじり方で今の区長さんをはじめ、区役所の運営方法を考えたらできるはずです。すいません、ごめんなさい。大阪市民を信用していないのですか。

(橋下市長)

あとはみなさんの考え方なんですけど、大阪市民のみなさんは大阪府民でもあるんですね。大阪市民だけで独立してるわけではないので、さきほど冒頭に言いましたけど、僕の考え方は大阪府庁も大阪市役所も両方良くなると市民のみなさんのためにならない。市民のみなさんは大阪市役所だけで何やってもらってるわけではないんですね。さっきの1人あたりの借金のやつ、4番。これを見てもらうとお分かりの通り、大阪市民のみなさんは大阪市役所だけが良くなってもしょうがないんです。ですからトータルでどう良くするかということですから、市民を信用する信用しないとか、そうではなくて、役所をどうするか。市民のみなさんは府民でもあると。そこをどう考えるかということです。

それから無い袖は振れないということを言われました。そうであれば今のまんまでも無い袖は振れないんですね。今のまんまでも無い袖は振れない。では無い袖は振れないなかでどうしていったらいいかということになると、当然これは今までやってきたものの見直しをやっていかなきゃいけないのです。無い袖は振れないということであれば。見直しをやっていくその単位を大阪市全体で見直しをやっていくことと、それから大阪市内を5のエリアに分けて、そのエリアのなかで必要なものと不要なものを住民のみなさんが決めていってもらう。どっちのほうかより住民のみなさんの声を聞いて、その見直しというものがやりやすいのとか。自分たちの必要なもの、不要なもの、そこを調整できるのはどちらのいいかということです。

ですから、確かに東京の23区と比べて大阪市は東京の千代田区とかそういうところに比べれば財源は少ないかもわかりませんが、でもそれは今のまんまでも少ないわけで、今と比べて変わらないわけですね、お金の額は。あとはその今与えられている額の範囲で必要なものと不要なものを調整していくのがどちらのほうかやりやすいと考えるかということです。

最後財政シミュレーション、各区のところちょっと見てもらいたい。お金がない、お金がないと言われてはいますが、これは違います。今の区ほうが、玉置区長、今の完全自由な裁量予算でいくらでしたっけ。CM抜きで。

(玉置浪速区長)

CM抜きですか。2億ちょいぐらい。

(橋下市長)

2億ちょいぐらいです。今2億ちょいぐらいですね。これがもちろん全額使えるというわけではない、いろんなものに義務費として使っていかなきゃいけませんけども、特別区全体でいくと、財源活用可能額、これですね、こういう形で、このお金が多い少ない、どう捉えるとかということですが、使えるお金がこういうふうに出てくるというシミュレーションであるわけですから、このなかであとは住民のみなさんが必要なもの、不要

なもの、判断をしてもらって選挙で選ばれた区長のもとでやってもらったらいいと。お金がないのは別に新しい、いわゆる大阪都構想の市長が今のまんまでも変わらないわけですから。今あるお金のなかで必要なものと不要なものをどうやって住民のみなさんからしっかり声を聞いて調整をしていくか。その調整のやりやすさがどっちなのかという、どちらを取るかという判断ですね。

(司会)

では次の方に移らせていただきたいと思います。質問は簡潔にお願いしたいと思います。そちらの白い服の方、男性。

(質問者2)

当年 69 歳。69 年間塩草に住んでおります。浪速区がなくなるという状況、たぶん賛成の方も反対の方もたくさんおられると思うんですが、自分は今日初めて協定書なるものを見させていただきました。この協議書を今見て、たった 2 時間あまりで判断しろというほうが問題ではないかと。やっぱりもっと早くから市民の有権者の方々に配るべきではなかったのかと、そう思いますし、それで今朝早くから説明会持っていていただきますけど、会社へ勤める方は来られない状況。こういう方々にどういうふうに説明をするのか、ということがあります。

と同時に都構想という名前を出発してきましたので、大阪の人々は大阪都になるというふうに、ここにトゲがあると思います。それを払しょくするために今日の説明会だと思うんですけども、5 つの特別区にしてどういうふうに整理ができるのかということ。大阪市の 2,200 億の財源を大阪市が持っているわけでありまして、それを使う権限もあるわけです。そういうことで 5 つの区にどのように分配をするのか。そういうことがまったく見えておりません。と同時にまだまだ財政はあると思うんですけども、特別区の設置のあり方を最初から、特別区構想という形ですべきではなかったのかと思います。

僕はまだ賛成か反対かということを決めかねている状況です。お住まいのお隣のみなさんもたぶんそうではないかと思います。ただ、今言いましたように、この時間帯と同時に来られなかった人たちへの説明をどのようにしていただけるのか、と同時に 2,200 億の行方をどのようにしていただけるのか。

5 つの区の区長さんが選挙で決めるということであったとしても、橋下市長の考えられる党の党利党略のなかで、数の力だけで押し切るというようなことをなくしていただきたいという思いであります。したがって、僕の質問の答えは後でも結構です。質問されるお客さんいてはりますので、全部聞いたうえでたっってお願ひしたいと思ひます。

(橋下市長)

答えられる範囲で答えます。来られない方に関しては、これはもう区役所のほうで記録

しているものを区役所のロビーで流したり、それから今回大都市局が説明した解説文をホームページにアップしたりします。パンフレットを早く出したほうがいいんじゃないかということをおっしゃっていましたが、これはやっぱり議会の承認がないと予算が通らないです。ですから、これは出すことはほんとにギリギリの段階でやっと議会のほうの承認を得たということです。ただ、これまでの数年間ずっと議論している経過を、これは常に公開の場でいつでもインターネット等で見れる状況にしています。

ただ、こういうことで住民説明会をやっぱり、今回2週間で39回やるんですけども、こういうことをじゃあ1年中僕がやれるかといったらやっぱりできない。やっぱりこれは大阪市の今の人口の多さの問題でもあるんですね。これは説明についてはやっぱり今できる限りの努力は尽くしますが、来られない方とかそういう方のために全39回、土日も説明会場を持っておりますので、そちらのほうにお越ししていただけたらと思っています。これはみなさんいろいろお考えがあると思います。かれこれ3年、4年ずっと議論してきたなかでまだ足りないという方もいらっしゃるし、さきほど言った問題意識、いろいろご質問いただきましたけども、大阪全体の発展とそれからこの税の無駄遣いを止めること、それから住民のみなさんの声を細かく聞いていくこと。この問題意識は問題ないということであれば、今の方のように今のままでもいいんじゃないかということになると思います。だからそこがもともとさっき言ったように、僕の問題意識をどう捉えるかということから、そこはもうどうしてもこれは考え方の違いになってしまうと思うんです。

ただ、1点言わせてもらいたいのは、浪速区がなくなるというのは、浪速区というのは行政の役所が仕事しやすいように決めたエリアで、地名は残りますからね。この新しい特別区設置ということをやっても、さっき大都市局から説明があったと思いますけども。大阪府こちらであれば中央区浪速、例示したように大阪府中央区浪速日本橋と、浪速日本橋ということで浪速ということはしっかり残ります。別に浪速区がなくなるとか浪速という名前がなくなるわけではありません。

大阪都という名前については名前が問題なのではありません。僕がさっき言ったように今の大阪に二重行政があるか。その大阪全体で引っ張っていく役所というものを必要とするかどうか。それから住民のみなさんの声をしっかり聞く、そういう役所を必要とするかどうか。この特別区設置というものをやればそういうことができるというのが僕の考え方であり、これは法律上「都」とみなすということになっていきますので、これはもう都構想ということにまったく問題ありません。ただ、名称については、これは法律上もう「都」とみなされるのです。住民投票で賛成多数となれば。ただ、名称まで「都」と変えるかということになると、これは法律の提案をやって法律で変えていくことになります。重要なことは名前ということではなくて、大阪全体の成長をしっかり引っ張っていく役所というものを作っていくのか、二重行政の無駄を省く、そういう仕事の役割分担を整理するのか。住民のみなさんの声をしっかり聞いていく、新しい大阪市内の特別区を作っていくのか、そこが重要な問題です。

39 回もやりますから何回も来てください。みなさんに説明するのはやっぱり、僕が説明責任のなかで1時間ちょっとそれはかけないと説明できませんのでね。みなさんのようにしっかり勉強されている方は僕の話いらないということになると思うんですけど、やっぱりさっぱりわからんという人も多いわけですから、まず聞いていただいて、何度来ていただいても結構ですから、39回。

(司会)

すいません、では次の方に移らせていただきたいと思います。すいません、後ろのほうでお手を挙げていただいている方。一番後ろの方。ステージから右側の方ですね。奥の方です。すいません。よろしくお願いします。

(質問者3)

今まで二重行政というので散々言われてますけども、私の考えでは二重行政は大阪府、大阪市、2つの自治体と同じ地域で偏った施設を作ったり、サービスを提供する、これが二重行政と思いますけれども、さきほど例に上げていますWTCとりんくう、これは全然場所も違いますし、これがなぜ二重行政といえるのか。また、たまたまそのときはバブルが弾けたときですから、建設会社とか金融機関でもお金余ってましたから、これはあくまで二重行政の失敗ではなしに、いわゆる政策、大阪市ならびに大阪府の政策の誤りだと私は思います。二重行政でなんでもかんでも片づけられるのは心外。漫才でいえば往生しまっせとなります。

それともう1つ申し上げたいのは、さきほどの特別区が5つできるという話です。ただ、できましても予算、要するに財源が無ければその区長は何もできません。4分の1しか自主財源はありません。そして残りの足らん方はいわゆる財政調整ですか、そういう形でされましても、これは大阪府がします。大阪市民は大阪府民の3割です。

要するに金が無ければサービスができない。そのことを申し上げたいと思います。

(橋下市長)

わかりました。お金がない、お金が無いと言われるんですけど、特別区設置にしたからお金が無くなるわけじゃないんですよ。もしお金が無いというのでしたら今も無いということで、区長ができないのだったら大阪市長もできないということです。無い中でどうやっていくかです。さきほど繰り返して説明してきましたけども、特別区設置をやってきちっと財政シミュレーションやっても17年間で推計すれば、最初の600億円、いわゆる大阪都構想にかかる経費を差し引いても2,700億円使えるお金が出てくるという、そういう計算結果があるので、それを各5人の区長が住民のみなさんの声を聞いてしっかり使い道を決めてくださいということです。

二重行政については冒頭で言いましたけれども、大阪市民のみなさんは大阪市内だけを

見るかどうかです。考え方として。大阪市内にビルが2つ建っていないんだったら二重行政でないと考える人もいるかも知れませんが、僕は知事をやりましたので、大阪市民は大阪府民でもありますから、ずっと地図の上を大阪市内だけを見るんじゃなくて、ずっと上に視点を上げていくと、大阪府内に同じものが建っていても、それは僕は二重行政だと思います。全国で2番目に狭いエリアの大阪のこの狭い面積の大阪に全部2つずつ、2つずつ建っているんだったら、大阪市内に立って大阪市以外だからこれは二重じゃないというのは、それは大阪市内だけを見てるからなんですね。大阪府域全体を見て二重になっていることはやめましょうというのが二重行政の問題と。

それから大阪府のほうにお金を奪われるというのですが、これもあとはみなさんの考え方です。僕は知事をやっていたけれども、大阪府というものを市民のみなさんが敵と捉えるかどうかです。僕は大阪府知事で大阪市民の代表として一所懸命仕事やってきたつもりですから。この大阪全体、大阪府庁、大阪市役所トータルでやっぱり良くなれないといけないという考え方に立つのか、大阪府はあくまでも敵だというような形で見ると、お金をそこで取られる、取られると。

実際これが取られるという話もさっき大都市局から説明ありましたが、僕も説明さしてもらいましたが、大阪全体の仕事として大阪府庁にやってもらったほうがいいだろうねという仕事を大阪府庁にやってもらう。その分お金、当然そのお金を使ってもらう。たとえば消防とか大学とか。これも市立大学は今度府立大学になる。これは別に大阪市民のための大学であることは間違いのないわけですね。市立大学であろうが府立大学であろうが。ですからこれは担当が大阪市役所でやってたものが大阪府庁に変わるというだけだと。これは取られるという話ではないと僕は考えています。それはだから考え方によって大阪府庁が仕事をやるのがなんか市民の税金取られると感じるのか。消防も今まで大阪市役所消防局だったのが大阪府庁の消防という業務をやります。これもしっかり消防の業務は、これは東京都でも東京消防庁というところが東京都民のために仕事をしていますので。こういうことをお金を取られるというふうに考えるかどうかのその考え方の違いかなと思います。

これは僕の説明会ですので、すみません、みなさんにいろんな意見を聞くあれではありません。パンフレットの3ページを出してもらいますか。みなさん、パンフレットの3ページです。今のままの役所のほうがいいのか、新しく作り直すかというところの話です。最初の3ページのところにありましたけれども、ここですね。これが今の現在大阪市役所の仕事。市民のみなさんの声を聞く仕事とこのように大阪全体の仕事が今大阪市役所でこういうふうにごちゃまぜになってしまってる。ですから、下のほうが大阪府庁の仕事。産業とか卸売市場、大学、病院とかです。大阪市役所の仕事と大阪府庁の仕事が重なってしまってるわけですね。ですからこれをもう大阪市役所が今やってる大阪全体に関わる仕事はもう大阪府庁のほうにやってもらいましょうということです。これを奪われると考えるのか担当者が変わると考えるのかです。ちょっとずらしてもらえますか。真ん中では見れな

いですか。みなさんはパンフレットを見てもらうと3ページと4ページのちょうど下の部分が大阪全体の仕事。ですから大阪市役所の今まで大阪全体のためにやってた、大阪市役所の仕事を大阪府庁のほうに移しましょうと。これを奪われるというふうを考えるのか担当者が変わるというのか。

それからもう1つです。ここが今市民のみなさんの声を聞かなきゃいけない仕事なんです。今大阪市役所を1人でこれをやっていると。このように、今1人の市長で担当するのではなくて、5人の選挙で選ばれた区長のもとでしっかり住民のみなさんの声を聞いて、こういう仕組みを取っていくのか。それとも今のままでやれると考えるのか。ここの違いということになります。

(司会)

次の方のご質問に移らせていただきたいと思います。見づらい席ですと長い間いらっしゃった後ろの席の方でどなたかご質問おありになる方いらっしゃいますか。先にお挙げいただいた方。2列目の方ですね。

(質問者4)

お話の内容はよくわかったんですけどね、「大阪市」という名前は残しといて。

(橋下市長)

ちょっとごめんなさい。どこで今、見れなくすみません。手を挙げていただけますかね。わかりました、はい。

(質問者4)

「大阪市」という名前は残しといてね、この濫標のマークは残しといて5つに分けるとということは駄目なんですか。もっと話し合いだけで二重行政をなくすとか。

(橋下市長)

うん、そういう考え方の人も、ですから反対派の人でいますね。話し合いで解決できるかどうかというところで。

(質問者4)

それもあるし、この大阪市というものをなくす必要はね、ちょっとこの大阪府浪速区になるのかわかりませんが。要は特別区の名前も別に大阪市にして5つに分けるだけやったら駄目なんですか。たとえば。

(橋下市長)

今のおっしゃられた点は、そうすると選挙で選ぶ長が大阪府知事と大阪市長も選挙で選ぶんですかね。

(質問者4)

いや、「市」という名前を残しておくだけ、たとえば。

(橋下市長)

で、区長は。

(質問者4)

区長は選挙で。

(橋下市長)

じゃ、どこを「大阪市」という名前にしたらいいということですか、そうすると。どこが「大阪市」になるんですかね。

(質問者4)

大阪府というものでなしに。

(橋下市長)

ですから、「大阪市」というものと、「大阪府」というものが合わさるんで、今度名称変更で「大阪都」にするというのが。

(質問者4)

でも大阪都にはならない。

(橋下市長)

いや、それは法律改正やって認められればですけどもね。だからそれは住民投票次第です。だから大阪市という名前にこだわるのと、大阪府という名前よりも大阪市のほうがいいということですかね。そういう方もいらっしゃると思います。大阪市という名前はとにかく何が何でも大阪市という名前と。あとは大阪市民のみなさんは府民でもあるんで、もう大阪府で別にそれで大阪とついてるからいいと考える人もいるでしょうし。その大阪市という名前にどうしてもこだわられる方は今回どう考えても反対ということになってしまいうでしょうね。ただ、名前のほうでいくのか、冒頭の繰り返して言ってますけど、今の大阪に今の大阪の状況に問題意識を持つかどうかというところで、僕が冒頭説明させてもらった問題意識、それは違うということであればわざわざこの特別区設置はいらないんで

しょうね。ただ、二重行政、税の無駄遣いの問題、大阪全体の牽引をしていく強力な役所を必要とするのか。それからこの大阪市内に住民のみなさんの声をもうちょっと声を聞いて必要なものと不要なものを調整するような役所を必要とするかどうかということになるんですけどね。あとはそういう仕組みよりも名前のほうが重要だということになれば反対というふうになってしまうと思います。

(司会)

すいません、大変申し訳ないんですけども、終了時刻も迫っておりますので、あと一方的ご質問で終わらせていただきたいと思います。申し訳ございません。それでは青い服を着ておられる方、すいません。

(質問者5)

簡潔に申し上げたいと思います。今日会場に入る前にいろいろ荷物検査されたんですけど、ああいうこと今後大阪市としてやっていくんでしょうか。非常に気分が悪い。今日の会場だけにやるのか、理由はわからないので説明してください。

2点目は今日の説明の持ち方ですけども、もともとは冒頭ご挨拶がありましたように、協定書についての説明だったはずなんです。ずっと内容を聞いていくと、やっぱり大阪市の場合も橋下さんの主張が全面に出て、ここに参加したみなさんをなんとか都構想の賛成に誘導しようという意思がありありと感ぜられる。こういうことが許されるのか。これらのことは大都市局のほうからは是非話をいただきたいと思います。

3点目、お話のなかで二重行政の解消という言葉がありましたが、一部事務組合というのは確かに大阪府でも消防とか保育とかありますけども、それと全然規模と内容が違うわけですね。ですから結果的には大阪府があって、特別区の上に更に一部事務組合という巨大な自治体ができる、まさに三重行政の構図になるんじゃないかという疑問を持ちました。

(橋下市長)

大都市局は僕の部下ですから僕から答えます。まずみなさんに手荷物検査とかそういうことで不快な思いをさせたことは申し訳ありませんが、僕は警護対象ということになっておりまして、どの会場、また24時間外出するときには全て警護してもらっているような状況です。ですからこれはどういう場であったとしても、そういう形で大変申し訳ありませんけれども、一定のご負担をしていただくこととなります。

それから一部事務組合の話はよく勉強されている方なんで、そういうに言われませけれども、これは結局の大阪市の仕事、24ページ、大阪市の今の仕事をちゃんと仕事の整理をやって、特別区でできる仕事、選挙で選ばれた区長のもとでしっかり住民の声を聞いて調整をしていこうという仕事、これがだいたい全体で特別区の事務が1,670ぐらいの仕事が

あると思ってください。そのうち各特別区がやるよりもみんなで共同してやったほうがいいというのがだいたい120の事務。ですから、さっき大都市局が説明した7%分だけは共同でやりましょうと。ですからこの7%共同でやる部分、こちらを原則にして大阪市をそのまま残すのか、住民のみなさんの声を聞く、本当に選挙で選ばれた区長のもとで住民のみなさんの要望、必要なものと不要なものを調整する、それを重要だと考えれば1,670は特別区の仕事であって、そのうちの7%分は共同でやる。ですからこの共同でやるほうは僕はこれは例外だと思う。それぐらいは共同でやってもと思うのですが、いや、そんな一部事務組合という方式でみんなで共同でやるんだったら、全部何から何まで大阪市のままでやればいいという考え方の人は特別区設置反対になるのでしょうか。ですから、それは住民のみなさんの声を聞く役所の仕組みとして今の大阪市役所の仕組みのままのほうがよく、声が通りやすいと考えるのか、大阪市内を5つに分けて選挙で選ばれた区長を置いたほうが住民のみなさんの声を聞きやすいと捉えるのか。ここの違いになってきます。

もう1つの質問。誘導的な説明ということはしておりません。これは特別区設置の背景について説明をさせてもらって、繰り返し言いますけど、僕の問題意識。これが違うということであればみなさんがそれをこの特別区設置反対をしてもらえればいいわけです。問題意識が正しいと思っても、確かに大阪にそういう問題あるよね、問題意識が正しいと思っただとしても、いや、やっぱり今のままでもそれはなんとかなる問題じゃないの、ということになれば住民投票で反対ということになるでしょう。ここの問題意識が正しいと考えてもらって、更に確かに今のままじゃこの僕の問題意識、解決できない、役所をやっぱり一から作り直していかなくちゃいけないね、という方は賛成になるでしょうということですから、誘導でも何でもありません。

(司会)

たくさん手を挙げていただいて、非常に申し訳ないんですけども時間に限りがございますので質疑については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(橋下市長)

質問ね、どうしても納得できないという方は山ほど質問されたいと思いますので、39回何処でも結構ですので、いらっしゃって、また質問していただきたいと思います。とにかく繰り返しになりますけども、今日話させてもらった問題意識を正しいと考えるか、そうじゃない。そうじゃない、橋下の考えている問題意識、それはおかしいというんだったら反対で結構です。問題意識正しいと思っただとしても、今のままの役所で僕の問題意識を解決できるかどうか、そこを考えていただきたいと思っております。

パンフレットの一番最後、31ページ、32ページのところに「よくある質問」に対する答えも書いておりますので、こちらもお覧になっていただきたいと思っております。特に「住民サービスは維持されるの?」ということですが、お金はある、なしは除いて今大阪市役

所が提供している住民サービスは維持するということ。それからその財源は確保するということはこの協定書のなかにきちっと明示されております。この特別区設置によって税金や水道料金が高くなることはありません。この特別区設置によって地域のコミュニティーや地域の行事がなくなることはありません。今ある区役所もそのまま支所として窓口業務を行います。町名に関しては先ほど説明した通り。原則この浪速という名前は残ります。運転免許証や国民保険証などの住所変更の手続きは、これは基本的には市町村合併のときに住所変更の手続きをしていただく必要はないような形で対応しますので、そのような形で今回も進めていきたいと思っております。大阪都に名称が変更になるのかということですが、これは法律改正が必要になりますが、繰り返しになりますが、名称のほうでどうしても名称でもう駄目だという人は今回特別区設置は反対になるんでしょうけども、あくまでも二重行政の問題、税のこれまでの無駄遣いの問題、大阪全体の成長と住民のみなさんの声を聞く役所というものを一から整理して作り直すことが重要だということであれば名称の問題はないということになるでしょうし、いや、名称がどうしても重要だということであれば都にならない、これは法律改正でまた都に改正ということを出していくんですけども、そういうところにこだわられる方もいらっしゃるかもわかりません。

今日はわからないという方用にこのパンフレットを基に説明をさせていただきました。これから 39 回、また説明をしますけれども、必要なことがありましたらいろいろと区役所等に問い合わせしていただけたらと思います。

本当にお忙しいところ、どうもありがとうございました。

(司会)

ご来場のみなさんには貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございました。最後にもう少しだけお時間をいただきまして、説明会の終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。

本日お配りした資料なのですが、お捨てにならないように、必ずお持ち帰りいただきたいと思っております。それから今市長も申し上げましたけれども、住民投票が 5 月 17 日曜日になっております。大切な 1 票ですので、必ずご投票いただくようお願いいたします。

住民説明会は他の会場の説明会も Ustream というネット中継録画、それから全区役所でも中継を行っております。もう一度説明を聞きたいでありますとか、他の会場の質疑応答をご覧いただきたいという方はそちらのほうもご利用いただきたいと思っております。

それでは本日はこれを持って特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。お忘れ物のないように座席の周りをもう一度ご確認いただいて、スタッフの誘導にしたがってご退場いただくようお願い申し上げます。特にお足もとの傘にお忘れのないようもう一度ご確認ください。ありがとうございました。